

# 平成 28 年度 事業計画

社会福祉法人 札幌肢体不自由福祉会

## 1 法人の基本方針

誰もが人として認められ、幸せに生きることができる社会の実現を目指すとともに、地域との結びつきを重視し、利用者及びその家族が地域住民との交流の機会が確保されるよう努めます。

また、事業運営にあたっては、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、個人の尊重及び自立支援を基礎に、利用者本位の良質かつ適切な福祉サービスを提供します。

## 2 運営理念

- (1) 重度障がい児者の尊厳を守るとともに、「利用者本位の運営」を行います。
- (2) 地域の方々との交流を深め、「社会参加の促進」を図ります。
- (3) 重度障がい児者に対する「日常生活の支援」を図ります。
- (4) 一般就労が困難な重度障がい児者に対し、「創作的活動の機会」を提供します。
- (5) 当事者団体だからこそできる「思いを形」にします。

## 3 理事会、評議員会及び監事監査の開催予定

- (1) 理事会 5月、10月、3月
- (2) 評議員会 5月、10月、3月
- (3) 監事監査 5月、8月、11月、2月

上記定例会のほか、必要に応じ臨時会を開催する。

## 4 実施事業

### (1) 第二種社会福祉事業

- ・ 障害福祉サービス（生活介護事業「0・H・G(おはぎ)」、「0・むすび(おむすび)」)
- ・ 障害福祉サービス（居宅介護事業ヘルパーステーション「DAI-ふく」)
- ・ 障害福祉サービス（重度訪問介護事業ヘルパーステーション「DAI-ふく」)

### (2) 公益事業

- ・ 地域共同作業所～生活介護事業所の開設に伴い閉鎖したため、事業活動はない

# 平成 28 年度 事業計画

生活介護事業 O・H・G (おはぎ)

生活介護事業 O・むすび (おむすび)

## 1 運営方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

また、利用者の家族や関係する事業所、地域、団体等との連携を図り、地域に密着した事業運営を行います。

## 2 支援方針及びサービス内容

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者個々の特性に応じた質の高いサービスを提供します。

### (1) 個別支援計画の作成

- ・利用者及び家族のニーズに沿った支援計画の作成に努め、常に支援会議の中で検討していく。
- ・利用者を取り巻く相談支援事業所や他事業所などとの連携を図り、利用者のニーズを把握することに努める。

### (2) 食事サービスの提供

- ・週 3 回の給食提供を行う。
- ・給食の無い日には、お弁当屋さんからのお弁当の購入を通して、金銭の受け渡し、自分の好みの品を選ぶなどの社会生活の経験の機会を作る。

### (3) 入浴サービスの提供

- ・利用者個々の希望に沿った入浴の提供を、月～金曜日に行う。
- ・障がいが重度になるなどして、自宅での入浴が難しくなっている方に、入浴の機会を提供する。

### (4) 送迎サービスの提供

- ・市内全域での、ドアツードアの送迎を行う。利用者の増加に伴い、送迎車両の不足が見込まれるため、送迎車の増車により送迎を充実させていく。事業所の近くに住んでいる利用者には、2 便での対応を行うことにより、希望者全員の送迎を可能にしていく。
- ・安全でより良い送迎体制を目指すために、ドライバー会議を行う。

### (5) 健康管理及びバイタルチェック

- ・毎日朝の来所時等に、血圧、脈拍、体温の測定を行い、健康状態を把握してい

く。保護者との連携を密にすることにより、障がいがより重度になっている利用者の健康管理につなげていく。

- ・通所時、昼食時、帰宅前の1日3回の水分摂取を定期的に行う事で、スムーズな排便の誘導、水分不足の解消につなげる。水分の摂取が難しい利用者には、保護者との相談の上、ゼリーやシャーベットでの水分摂取を行うなどの工夫をする。
- (6) 創作的活動及び生産活動（布製品等の小物類の製作）、余暇活動
  - ・生きがいにつながる活動を提供していく。縫い物だけではなく、誰でもが参加できる内容の作業を取り入れていく。
  - ・月に2回、土曜日にレクレーションを行う。バラエティーに富んだ内容のレクレーション、外出の機会を提供していく。
- (7) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
  - ・午後の活動の前にラジオ体操を取り入れることで、身体の緊張を和らげ、午後の活動への気持ちの切り替えを促す。
  - ・昼休みや午後の活動の中で、車椅子から降りて体をリラックスさせる時間を作る。
- (8) 社会参加の促進
  - ・地域での音楽会や町内会行事への参加等で、地域との交流を深める。
  - ・赤い羽根共同募金での街頭募金への参加で、社会貢献を行う。
- (9) 生活相談
  - ・相談支援事業所、ヘルパーステーションの紹介など、利用者やご家族が必要とする情報の提供を行う。
- (10) 前各号のサービスに附帯する便宜
  - ・日常生活上必要な介護、支援、相談及び助言を行う。

### 3 事業所の名称等

- (1) 名 称 生活介護事業O・H・G（おはぎ）  
住 所 札幌市中央区北8条西23丁目2-22 イベール823内
- (2) 名 称 生活介護事業O・むすび（おむすび）  
住 所 札幌市南区南35条西10丁目6-25

### 4 対象者及び利用定員

- (1) 対象者 常時介護等の支援が必要な、在宅の障がい者で、障害程度区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である者
- (2) 定 員 1日 20人
- (3) 平成28年4月からの利用予定者の状況

①生活介護事業O・H・G（おはぎ）

（単位：人）

区分	週の利用予定日数					計
	1日	2日	3日	4日	5日	
3	0	0	2	0	0	2
4	0	1	0	1	0	2
5	1	3	1	0	2	7
6	8	9	6	0	1	24
計	9	13	9	1	3	35

※平均障害程度区分 区分5.4

区分	曜日毎の利用予定人数					計
	月	火	水	木	金	
3	1	1	2	2	0	6
4	1	1	2	1	1	6
5	4	4	3	3	4	18
6	13	5	14	8	11	51
計	19	11	21	14	16	81

※1日平均利用予定人数 16.2人

②生活介護事業O・むすび（おむすび）

（単位：人）

区分	週の利用予定日数					計
	1日	2日	3日	4日	5日	
3	0	0	1	0	0	1
4	0	0	0	0	3	3
5	1	1	1	1	4	8
6	3	8	3	4	2	20
計	4	9	5	5	9	32

※平均障害程度区分 区分5.3

区分	曜日毎の利用予定人数					計
	月	火	水	木	金	
3	1	1	1	0	0	3
4	3	3	3	3	3	15
5	6	5	7	6	6	30
6	12	12	10	9	11	54
計	22	21	21	18	20	102

※1日平均利用予定人数 20.4人

## 5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

- (1) 営業日 毎週：月曜日～金曜日、及び第2、4土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時30分～午後3時30分

## 6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。  
その他、利用者負担金として以下の金額を徴収する。

- (1) 給食食材料費 1食：250円  
(食事提供体制加算の無い方は実費相当 1食：350円)
- (2) 入浴利用料（光熱水費、タオル等利用料） 1回：300円
- (3) その他レクリエーションなどの経費

## 7 本人支給金

生産活動収入から材料費を差し引いた残額（利益相当分）を本人に支給金（工賃相当分）として支払うことを原則とするが、材料費を差し引くと前年度までの支給金単価（1日当たり200円）を下回るため、利用者の活動意欲、通所意欲につなげるため、前年度と同水準の支給金（工賃相当分、1日当たり200円）とし、その月の作業実施日に通所した日数で計算し、月末締め、翌月10日払とする。

## 8 職員体制等

### (1) 生活介護事業O・H・G（おはぎ）

- ① 管理者 1名（常勤職員）
- ② サービス管理責任者 1名（常勤職員 1名）
- ③ 生活支援員 13名（常勤職員 6名、非常勤職員 7名）
- ④ 看護職員 1名（非常勤職員 1名）
- ⑤ 医師 1名（嘱託 1名）
- ⑥ 運行管理員 1名（常勤職員 1名）
- ⑦ 配膳員 1名（非常勤職員 1名）
- ⑧ 送迎運転員 5名（非常勤職員 5名）

### (2) 生活介護事業O・むすび（おむすび）

- ① 管理者 1名（常勤職員）
- ② サービス管理責任者 1名（常勤職員 1名）
- ③ 生活支援員 10名（常勤職員 4名、非常勤職員 6名）
- ④ 看護職員 1名（非常勤職員 1名）

- ⑤ 医 師 1名 (嘱 託 1名)
- ⑥ 運行管理員 1名 (常勤職員 1名)
- ⑦ 配 膳 員 1名 (非常勤職員 1名)
- ⑧ 送迎運転員 3名 (非常勤職員 3名)

## 9 日課及び年間予定

### (1) 日課予定表 (1日の流れ)

- 09:30～ バイタルチェック、水分補給
- 10:00 朝の会  
個別支援 (入浴、生産活動、体力づくり、日常生活訓練)
- 12:00 昼食、歯磨き、休憩
- 13:00 個別支援 (ラジオ体操、入浴、生産活動、日常生活訓練、レクリエーション等)
- 15:00 水分補給、帰りの会
- ～15:30 順次帰宅

### (2) 年間行事予定表

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 4月 保護者会           | 10月 ふれあいフェスタ (法人全体) |
| 5月 郊外散策 (合同)      | 11月                 |
| 6月 合同レク (軽運動会)    | 12月 合同年末レク          |
| 7月 郊外散策 (合同)、避難訓練 | 1月 避難訓練             |
| 8月 郊外散策 (合同)      | 2月 利用者意見交換会         |
| 9月 郊外散策 (合同)      | 3月                  |

※上記のほかに、毎月第2、第4土曜日に各事業所でレクリエーションを実施

## 10 職員研修、災害訓練等の予定

### (1) 職員研修

職員の資質向上と意識の向上を図ると共に、職員個々の能力・技術向上などを図るため、職場内研修の充実と自己研鑽としての外部研修を計画的に取り組む。また、虐待防止法や差別解消法の研修も実施する。

- ・採用時研修 採用後1年未満の職員 社会福祉協議会主催の研修に参加
- ・内部研修 年2回、全職員対象 (年2回の個別面談を含む)
- ・外部研修 札幌市、関係団体等が主催、該当職員に対し都度対応

### (2) 防災計画

防災計画を作成するとともに、避難訓練等を年2回実施する。避難用スロープを活用した避難訓練も取り入れる。

- ・施設長 総指揮
- ・事業所責任者 連絡班担当

- ・生活支援員 避難誘導班担当
- ・看護師 救助班担当

## 1 1 その他

### (1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

### (2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。

### (3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・成年後見制度の利用支援
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 平成 28 年度 事業計画

居宅介護事業 ヘルパーステーションDAIーふく  
重度訪問介護事業ヘルパーステーションDAIーふく

## 1 運営方針

### (1) 居宅介護事業所

利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事その他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な居宅介護の提供に努めます。

### (2) 重度訪問介護事業所

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる相談・助言及び援助を適切かつ効果的に行います。

また、利用者等の居住する地区の障害福祉サービス及び保健医療サービス事業者等との連携を図り、総合的で適切な重度訪問介護の提供に努めます。



・障害程度区分の認定調査項目に「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外である者。

## 5 営業日、営業時間及びサービス提供時間

(1) 営業日 毎週：月曜日～土曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) サービス提供日・時間

営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  
また、営業日・営業時間以外の利用は個別に対応する。

## 6 利用料

障害者総合支援法の障害福祉サービス事業にかかる基準による。

この他、利用者負担金として、法人所有の車（ヘルパー所有の車を含む）を利用した場合、ガソリン代を徴収する。

## 7 職員体制等

(1) 管理者 1名（常勤職員）

(2) サービス提供責任者 1名（常勤職員 1名）

(3) 居宅介護従業者 7名（常勤職員 2名、非常勤職員 5名）

## 8 職員研修等の予定

職員の資質向上と意識の向上を図ると共に、職員個々の能力・技術向上などを図るため、職場内研修の充実と自己研鑽としての外部研修を計画的に取り組む。また、虐待防止法や差別解消法の研修も実施する。

- ・採用時研修 採用後1年未満の職員 社会福祉協議会主催の研修に参加
- ・内部研修 年2回、全職員対象（年2回の個別面談を含む）
- ・外部研修 札幌市、関係団体等が主催、該当職員に対し都度対応

## 9 その他

(1) 苦情解決

利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置及び第三者委員を配置。

(2) 個人情報の保護

業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等

を遵守し、適正に取り扱う。

(3) 虐待(身体拘束等)防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努める。

- ・ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施